

<b>Title</b>	戦後部落解放運動史ノート(その1)
<b>Author</b>	村越, 末男
<b>Citation</b>	同和問題研究 : 大阪市立大学同和問題研究室紀要. 4 卷, p.158-199.
<b>Issue Date</b>	1980-03
<b>ISSN</b>	0386-0973
<b>Textversion</b>	Publisher
<b>Publisher</b>	大阪市立大学同和問題研究室

**【資料】**

戦後部落解放運動史ノート（その一）

同和問題研究室

村 越 末 男

## 第1回大会

1945年8月6日、広島市は人類最初の原爆の犠牲となった。ついで9日、長崎市もまた原爆によって潰滅した。この時、両市の被差別部落も最大の被害を受け、人命を失い消滅した。そしてソビエトの参戦により、日本天皇制帝国主義は連合国に8月15日降伏した。この2月後、10月1日（8月18日説あり）全国水平社の中心的活動家であった松田喜一、朝田善之助、上田音市らは三重県志摩に集まり、戦中の無事を喜び、戦後における部落解放運動の再建についての協議をしている。誠に素早い戦後への対応と云わなければならない。そしてその後、京都において井元麟之らとも協議、1946年(昭和21)2月19日～20日、京都市新聞会館における全国部落代表者会議を開催、部落解放全国委員会(略称一解放委員会)の結成を行い翌20日、部落解放人民大会を開いたのである。この案内状は、同年2月10日付「主催：全国水平社」名で各地に送付された。(「大阪の同和事業と解放運動」440頁) 発起人は松本治一郎、北原泰作、山本政夫、梅原真隆、武内了温らである。全国水平社と融和主義者の大同団結がみられる。部落問題解決は正に国民的課題であり、またそのための団結と統一が可能であることが、新生日本における部落解放運動の最初の大会において示されていたのである。本部役員名簿にもそのことは示されている。右大会には進歩党から中川善久、自民党から高山義三、そして社会党からは鈴木茂三郎、共産党からは野坂参三が出席してあいさつ(毎日新聞)をした。

第1回大会における認識は、「日本帝国主義の敗戦により、凶悪野蛮なる軍国主義的・封建的専制支配は終焉を告げ、人民解放の輝かしい時代は来た。今日こそ部落民衆が完全に解放される絶好の機会である」とする宣言によくあらわれている。正に希望と勇氣に満ちた解放の時代であったのだ。部落差別は封建遺制であるという観点が横たわっていた。「然るに封建社会の支配階級は今日猶貴族として残存し、身分的にも経済的にも、また政治的にもあらゆる特権を恣にし……」「かくの如き軍国主義的・封建的資本主義体制こそわれわれを差別と搾取との二重の圧迫の下に呻吟せしめている社会的根柢でてる。」「だが今や暴圧の嵐は永久に去った。」民主主義日本建設の大事業の先駆者たらんとしたのであった。占領下という暗いイメージはなかった。その行動綱領に封建的土地制度の根本的改革や、厚生施設の徹底の実施と部落解放全国委員会による

管理、華族制度及び貴族院・枢密院その他一切の封建的特権制度の即時廃止、婦人及び少年の人身売買、封建的雇傭制度並に奴隷的労働条件反対等々、先進的且つ具体的条項や国際正義及び人類愛精神の昂揚など、人類的視野の強調がその先進性を示している。日本国憲法は原理的にはすべてこれらの要求を容れたのである。だがそれ故にこそ、部落問題の解決なくして日本の民主主義はあり得ないし、その解決が正に国の責任であり、国民の課題であることを示しているのである。

## 第2回大会

第2回大会は1946年が2月15～17日、東京都(芝中央労働学園)において緊急大会として行われた。第1号議案から第10号議案まで……に関する件という形で議案書がつくられている。農地獲得運動、皮革産業奪還、部落産業振興、文化・厚生活動、差別問題糾弾、青年運動の組織、民主戦線即時結成、失業対策、規約改正、役員選挙の項目である。部落農業は全部落戸数の約60%を占め、そのうち自作農は全農家の11%に過ぎず、五段部以下の農耕者は73%で農家1戸当りの耕作地は3反部内外とし、かかる「過小農では独立自営の農家たり得ず自家の食糧すら確保することが出来ない」としている。そして「たとえ農地制度の改革が行われてもその半農奴的な地位を開放することが困難」と指摘した。さらに皮革産業の手工業的家的内業的規模と原材料の不足、不振の上に乗って「従来の封建的基盤の上に立つ部落産業を急速に近代の様式に統一編成し」新しい諸状勢に即応し育成しなければならないとした。また文化活動に関しては、封建的反動的な文化が克服され、新しい民主主義文化が昂揚し発展することなくして民主主義社会は建設されない。殊に、封建的身分制の残滓になやまされている被圧迫部落民衆の解放には、欠くことのできない要件であるとした。この文章の中に、わが「部落解放同盟」の名称が出てくる。そして規約改正に関する件においては、「部落解放全国同盟」と称しとしている。提出が常任全国委員会となっており、第10回大会の部落解放同盟への名称変更との係わりを今後究明しなければならない。差別問題糾弾に関する件では「我々は先ず差別観念とは如何なるものであり、又如何にして発生するか」について明らかにすべきであるとし、「差別観念は差別的事実の反映であり、この実体なくし

て、観念は発生しない。」としている。だから糾弾は差別観念発生の基礎条件を糾明し、之が除去排除することを忘れてはならないとする。そして、糾弾が一切の封建的遺制を根絶するための闘いに結びつけられ、階級的自覚と理解を昂めるためのものであり、事件中心、個人対象の糾弾は改めなければならない。とし、一部事件屋、ダラ幹などの利己的野心に注意しなければならないとする。しかし差別糾弾闘争は部落問題解決の基本方針として、その重要さは今尚減ずることがない。と云うのである。今日省みて立返えるべき原則が述べられていると云えよう。宣言は「過去25年間、われわれが高価な犠牲を払い支配階級の弾圧のもとに闘ってきた封建的身分制廃止の要求は実現された。新憲法の制定によって封建の特権身分たる貴族制度は廃止され、すべての国民は平等と権利と自由とを保障されたのである。（然かし）……部落民衆の完全なる解放とは、単に制度の上の差別を除くだけでなく、部落民を悲惨なる封建的、奴隷的的生活状態から解放することではない」と述べている。

第2回大会で決定された本部役員（中央委員を除く）は次の通りである。

（『解放新聞』創刊号）

中央委員長	松本治一郎
書記長	井元 林之
会計	井上 哲男
常任中央委員	野本武一、成沢英雄、北原泰作、上田音市、朝田善之助、 木村京太郎、中西郷戈、野崎清二、山本利平、成川義男、 田中松月
顧問	梅原真隆、阪本清一郎、岡本 弥、西光万吉、武内了温、 三好伊平次
会計監査	長田調五郎、原 宰三、富岡 募

部落解放運動は大きな夢と希望に満ち溢れていた。全国水平社の活動家を中心としながらも、融和主義運動家をも包含する余裕もあった。しかし現実には厳しい。

### 第3回大会

第3回大会は1948年5月9日、奈良市畝傍高校において開催された。当初は

1947年10月初旬に開催の予定であったのが、関東大災害などのため延期となっていたものである。(解放新聞第40号) 占領権力と日本の反動勢力は2・1ストの禁止のごとくその本質を示していく。バラ色の如き日本民主化の夢は破れはじめるのである。またこのストを図る和歌山県教組執行部の討論で「一部少数同胞云々」の発言による差別性が指摘され、自己批判はしたものの解決の方向が分からず、融和主義教育の指導者伊東茂光氏の教示をうけ、孟子の語より名付けて貰った「責善教育」が出発するという状況にあったのである。(1947.5.3) 日本国憲法の施行によって「憲法の改正によって 部落問題は解消され、もはやその社会性を失った」という声もささやかれた時(解放新聞第7号) 部落解放運動の路線を定める大会となった。方針大綱は「新しい日本への動きに対し、古い日本は今だに根を張り力をもり返し、新しい日本をくつがえそうとしている。」とのべた。さらに「特殊部落民が存在することほど古い日本を証するものはなく、これほど又近代日本に持ち越された非人道的な封建的遺制そのイデオロギーの集中的表現としての 特異な 存在はないであろう。」としている。部落問題封建遺制論は明白であった。そして部落問題の本質を規定した。征服被征服の関係と奴隸制、封建的中央集権下の徳川治下に於ける士農工商穢多非人制という身分制の法制的固定化、そしてブルジョア民主主義革命としての明治維新は封建的身分制を崩壊せしめたが、「それが封建武士と封建的地主勢力との抱合せによって行われ、その基本的任務である農業革命を欠いたがために中途半端に終り、日本に尚幾多の封建的残滓を存在せしめる条件となった」としている。そして天皇制と対蹠的存在として社会的地位を規定され、一片の解放令の布告は部落民を封建的・身分的隷属関係から解放するものではなく、却ってそれは資本主義社会に新たなる諸悪条件を附加して拡大再生産したに過ぎなかった。」としたのである。そして部落解放の意義を「部落内の階級分化の傾向、諸階級層相互の間に於ける利害関係の対立若しくは不一致にも拘わらず都市に於ても、農村に於いても、部落民は所謂『特殊部落』を形成して生活している。従って部落民に対する身分的偏見が存在する限り、その上に生まれる身分的共同利害と共通感情が依然として部落民を結合させる紐帯となるであろう」とし、「部落民完全解放への道は一切の被圧迫民衆を解放することをその歴史的任務として登場させるプロレタリアートの階級闘争の中に、有機的

に包含され統一せられるに至るとき始めて希望あるものとして見出されるであろう。」としたのである。そして解放運動の批判としてこれを歴史的に述べ、糾弾的における報復行為の附随において一般民と部落民との対立の発生、身分的組時である水平社をそのまま階級組織の一翼として機械的に結合しようとした誤り、そして全水解消論の克服としての部落委員会活動、しかし日本帝国主義の軍事的進出は日本のあらゆる解放運動を一頓座せしめたが、部落解放運動も日帝の軍事的警察的支配の中に閉息したのであった。だが日帝の敗北により人民解放の輝かしい時代が到来し、部落完全解放の絶好の機会は到来した。観念的水平運動は終止し新しい部落委員会活動の再出発であるとした。そして基本綱領は「民主的政権の樹立による部落民の完全なる解放」を掲げた。その他具体的方針は略第2回大会と同様である。そして大会宣言は「われわれは日本を真に平和的な民主国家として再建することによってのみ、われらの完全解放がもたらされることを確信する」としたが、その道は厳しいものとなった。なお本大会は「行動綱領」を「基本行領」とする協議が行われ24頁の通り決定、規約の一部改正も行われた。

役員名簿は次の通りである。（解放新聞第80号）

中央委員長	松本治一郎
書記長	井元 麟之
会計	井上 哲男
常任中央委員	野本武一（埼玉）、成沢英雄（長野）、北原泰作（岐阜）、 上田音市（三重）、朝田善之助（京都）、木村京太郎（京都）、 山口賢次（大阪）、石田重成（奈良）、井上安正（岡山）、 原 幸三（愛媛）、土岡喜代一（広島）、杉本繁吉（福岡）、 田中松月（福岡）、田中織之進（和歌山）
会計監査	長田調五郎（兵庫）、富岡募（熊本）、成川義男（徳島）
顧問	岡本 弥（和歌山）、武内了温（兵庫）、梅原員隆（富山）、 阪本清一郎（奈良）、西光万吉（和歌山）、三好伊平次（岡山）

顧問制は今日も考えられて然るべきで。

## 第4回大会

第4回大会は1949年4月30日、東京都芝公園中央労働会館において開催された。松本治一郎委員長は最初の参議院議員選挙に於て第4位に高位当選をし、初代参議院副議長となった。だが皇室経済会議での活躍や、カニの横パイ事件等での人民主権の実践的主張は吉田茂ら貴族主義者に憎悪され、マッカーサーとはかり、松本委員長は田中松月氏ら他9名と共に大和報国運動に関係したとして公職追放にされた。(1949. 1. 25) こうして全国委員会は2月13日付で指令第1号を発し、この攻撃に対する反撃を促した。こうした緊張の中で第4回大会は開られたのである。第1号議案は解放闘争方針決定の件として「解放運動を現在の段階に即応した中の広い人民闘争として遂行するための、また松本氏等追放反対闘争をより高い第2段階の闘争へ発展させるための、新しい闘争を決定しなければならない。」とした。そして第2号議案として、松本氏ら追放取消要求闘争に関する件が出され、マッカーサー元帥シーボルト対日理事会議長に懇請書が出され、吉田茂総理、訴願委員会に要請書が出された。そして第3号議案は民主戦線統一促進に関する件として懇請書が日本社会党、日本共産党、労働者農民党に出された。第4号議案は平和と民主主義に関する件であり、平和と民主主義擁護の宣言が出された。そして第5号議案は会旗および解放歌制定の件である。解放闘争方針は1. 民主人民革命と部落の解放の項に「差別事件を解決したり改善事業をおこなったりすることによって部落民は解放されない。」と述べた。そして、3. 解放闘争の目標と課題に「1. われわれの解放闘争の目標は、人民を圧迫する保守反動の独占資本政府を倒し、人民を解放する民主人民政府を樹立することである。あらゆる闘争はすべてこの目標に集中し発展せしめなければならない」と述べ、人民闘争の一環であり、排外的・孤立的傾向はきびしく克服されねばならないとした。従来反封建のブルジョア民主主義運動から反独占民主主義運動への方向転換が読みとられる。保主反動政府の打倒民主人民政府の樹立という革命的幻想は人民民主革命として表現され極左冒険主義は日本共産党の誤りと連動していく。こうして解放委員会は解放闘争を組織し遂行する中核体としての任務をもつグループであって、大衆団体ではない」という主観主義と前衛意識が露骨である。

次表のごとき役員が決定されたが、松本委員長の公職追放のため中央委員長



は欠員と表現されているのである。顧問の顔ぶれは一変し融和運動家は消えた。

中央委員長	(欠員)
書記長	北原泰作(岐阜)
会計	加藤静雄(静岡)
会計監査	朝倉重吉(長野)、松田喜一(大阪)、谷本基明(福岡)
常任中央委員	井上哲男(東京)、野本武一(埼玉)、山口賢次(大阪)、 井上安正(岡山)、田中織之進(和歌山)、石田重成(奈良)、 三木喜三郎(京都)、松井久吉(三重)、山本利平(山口)
顧問	海野晋吉、滝川幸辰、羽仁五郎、堀真琴、平野義太郎、 大山郁夫、松岡洋子、菅道、松岡駒吉、黒田寿男

## 第5回大会

松本委員長に対する追放は逆に広汎な民主勢力の反対運動と部落解放運動の昂揚となった。追放反対の運動は院内外における民主勢力日本国民の関心のみならず、世界的に波及する勢いをました。1950年4月3日、松本治一郎不当追放即時取消・部落解放国策樹立要求の請願隊は福岡市から東京に向けて出発した。こうして4月8日、第5回全国大会は東京港区日赤講堂で開催されるのである。第1号議案は松本氏不当追放取消要求の件であり、第2号議案は部落解放国策樹立の件、第3号議案は全面講和促進に関する件である。決議は国際独占資本の手先である吉田茂と反動勢力がたくらんでいる単独講和による祖国の植民地化、民族の奴隷化に反対し全面講和を要求している。資料に見られる通り極めて簡単な議案書となっている。松本委員長追放反対と結合して、部落解放国策樹立の要求は別のパンフレット「部落解放国策要請書」(本基礎資料集第4巻収録)に詳しい要求やその位置づけが行われているのである。国策樹立要請はその後の行政闘争引いては同和対策審議会や特別措置法、即ち今日の同和行政と国民的課題と国の責任に至る問題の出発点をなしたものとして画期的である。だが第4回大会後、松本治一郎委員長追放反対の集会や反対署名、民主的政党や労組などの要請活動は急速に昂揚するが依然として追放は解除されず、差別事件は激発、部落民の生活の窮迫は一層にひどくなる中で、日本共産党の極左冒険主義も破綻、部落解放運動も最も困難な状況に陥っていたので

あった。大会の翌日（4.9）部落解放委員会は拡大中央委員会を開き、組織の弱体化を反省せざるを得なかったのである。その後、G. H. Q. や米英中ソなどの代表部政府各省や最高裁への諸願運動を展開した。第5回大会で決定された新役員は次の通りである。中央委員長は前回通り欠員とされ、書記長に山口賢治（大阪）が選出されは。

中央委員長 （欠員）  
書記長 山口 賢治  
会 計 井上 安正  
常任中央委員 田中織之進、石田重成、野本武一、松井久吉、三木喜三次郎  
石田秀一  
顧 問 海野晋吉、羽仁五郎、堀員琴、滝川幸辰、末川博、平野義太郎、鈴木茂三郎、野坂参三、黒田寿男

## 第6回大会

第6回大会は1951年3月4日、京都労働会館において開催された。松本委員長の追放はいぜん取消されなかった。松本治一郎氏不当追放反対闘争に関する件（第2号議案）は「われわれは、この闘争を基本的人権と、民主主義を守るために、この闘争を一切の日常闘争と結びつけ、労働者を先頭とする全人民とともに、反ファッション闘争を精力的に展開し松本氏をわれわれの手に奪還せねばならぬ。」と述べた。第3号議案は全面講和促進に関する件である。第四号議案は失業者闘争に関する件で「失業闘争は、職安に働く自由労働者のみの問題ではなく、すべての部落民の生活向上と封建的身分差別をテッ廃するための重要な闘いである。」とした。第5号議案は部落解放国策樹立要求闘争に関する件では「この闘争は決してお情けにすぎるのではなく、憲法によってしめされた当然の要求として、大胆に大衆を動かし、事業を民主的に管理し、復活しつつある融和事業の芽生えを粉砕しなければならない。」と記してある。これは「部落民の『健康にして文化的な生活』と基本的人権を國家の責任によって保証させ、封建的身分差別の圧迫と、植民地的奴隷い生活から完全に解放するために、部落解放のはめの国策を即時樹立し、ただちにそれを実施せよ」という憲法的原則に立つものである限り今日に生きる主張である。解放新聞も

「われらは、部落民の日常生活の中から燃え上る要求をあますところなくとらえて、全部落民的にこれを組織し、全階級闘争との関連の中に闘うことによって、その身分的差別をなくし失業と重税のために苦しめられている低い社会的地位を向上させ、全き解放への発展を期することができる」と主張した。(第28号)一般運動方針は「部落解放委員会は激動している社会情勢に著しく立ちおくれ、従って部落民大衆から浮き上った運動を継続している欠陥があった。」と自己批判しているが、それは階級闘争の強調にあった。「今日独占資本との結びつきをはなれた、単なる差別糾弾闘争のみでは部落民の生活を向上させることも、部落の解放も望めない。」とする第4回大会らしいの独占資本敵論である。それは部落の民主化活動によって、階級的文化的意識を昂めボスとの徹底的闘争を強調ともなる。そして緊急の任務として「今なおこびりついている全水以来の諸欠陥を克服し、中央地方を通じて主体性の確立した闘える組織をつくりあげねばならぬ。従って差別糾弾第一主義の観念闘争と改良主義の弊害を卒直に認めること、また階級闘争第一主義のもたらした結果をも自己批判し、これらの傾向は排他主義、経験主義からもたらされた欠点として速やかに克服しなければならぬ」と云うのである。朝鮮戦争の進展と共に急激に再建されていく日本独占資本との対決にあたって「解放委員会の今日までの行動は、余りにも非現実的であった点」を自己批判したのであった。

第6回大会で改選された役員はつぎのとうり(『解放新聞』第29号)である。

中央委員長は欠員のまま、書記長に上田音市が選ばれている。

中央委員長 (欠員)

書記長 上田 音市 (三重)

会計 杉本 繁吉 (福岡)

常任中央委員 喜多辰太郎(福岡)、泉本克巳(大阪)、田中織之進(和歌山)、  
三木喜三次郎(京都)、松井久吉(三重)、山口賢次(大阪)、  
北原泰作(岐阜)、石田重成(奈良)、朝倉重吉(長野)

会計監査 朝田善之助(京都)、井上安正(岡山)

## 第7回大会

第7回大会は1951年10月10日、岡山市公会堂において開催された。サンフラ

ンシスコ条約後の日本を内外反動勢力による植民地支配と観る考え方が方針書の中にも強調される。こうした理論的偏向の中にもかかわらず松本治一郎委員長不当追放反対闘争は、それ自体、民主統一戦線による人権擁護差別撤廃闘争となっていたのであるが、8月6日、松本委員長はついに追放解除となった。大会はまた規約改正において「第2条本会議は封建的身分の差別と、それに伴う悲惨な生活状態から部落民衆を完全に解放することを目的とする。」とし、「部落民衆の居住区において組織され」と極めて明確に規定した。部落解放委員会の性格について「解放するために闘う大衆組織である」とし「部落解放委員会はいかなる意味でも政党ではなく、また、委員会としていかなる政党政派に従属するものでもない」とした。「部落解放運動当面の任務」には差別事件が目立って多くなり悪質化したと述べている。そして当面の任務の一に差別撤廃闘争をおいた。そして、これまでのあらゆる経験は部落解放運動における差別撤廃闘争の決定的な重要性を示しているとし、身分差別に死ぬほどくるしめられている部落民にとって、差別問題は階級階層を超えてすべての部落民を一律に憤激せしめるとしたのであった。そして糾弾についての細か指摘がなされている。民衆の一人の偏見であり偶発的なあらわれで、その社会的影響のない場合は説得と啓蒙を、同僚などの場合は組合などの大衆討議を、階級的誠意をもっておこなえという。公的な地位あるいは場所に於ける差別には、本人の善処はもちろん、全部落民の大衆的憤激をかため、全国的に拡大し、日常要求の諸闘争や民主団体との協力、さらにあらゆる差別、民族差別、朝鮮人差別反対闘争に協力せよとする。糾弾闘争の定式化は貴重な教訓である。生活擁護闘争においては失業が身分差別と深く結びついていると指摘しながらも、部落民のみの失業反対闘争をつくることはぜったいまちがいでであるという矛盾がみられる。さらに「われわれはすべての国民の健康にして文化的な生活の保障をするのであるが、ただ部落が封建的身分関係とのからみあいのために、集団的に一つの社会層として、とくに他の国民一般より、ひどい不健康にして非文化的な生活におとしいれられているが故に、そしてそれが身分差別の温存にはねかえてゆく事実があるが故に、とくに部落解放国策を要求するのである。」とする。部落が集団的に一つの社会層であり独自性をもつことの確認が、はじめて大衆運動としての部落解放運動であるとする認識と路線が生れていくのであ

る。部落解放国策要求が行政闘争として定式化するのは次代である。民族の独立・平和擁護・民主政府樹立・自由人権擁護の課題とこれら独自要求がいかにか結合し、論理化されるかが一貫した課題となるのである。この年毎日新聞の差別記事が糾弾の対象となった。さらに綱領と規約の改正も行われた。すでに触れたごとく日本共産党の新綱領の誤りがそのままもちこまれ、日本の植民地化、軍国主義がすでに準備体制まできたなどの主観的表現がみられる。

第7回大会での新役員は次の通りである。（解放新聞第35号）松本委員長は公職追放解除により当然委員長に選出された。

委員長	松本治一郎（福岡）
書記長	上田 音市（三重）
会計	杉本 繁吉（福岡）
常任中央委員	朝田善之助（京都）、北原泰作（岐阜）、田中織之進（和歌山）、 松井久吉（三重）、石田重成（奈良）、喜多佐太郎（福岡）
会計監査	井上安正（岡山）、朝倉重吉（長野）

## 第8回大会

第8回大会は1953年3月21日～22日、兵庫県洲本市公会堂で行われた。当初、1952年11月に開催予定のところ延期となり（解放新聞49号）右大会となったものである。第7回大会iraいの諸地方の行政闘争、とくに京都におけるオールロマンス事件、和歌山における西川事件、広島における吉和中事件などの諸闘争の経験は部落解放運動における糾弾の概念の飛的な実践的転換を生じたといえる。大会の一般活動方針は観念的な差別糾弾闘争から脱して、差別観念をうみだす基礎への諸闘争「部落にたいする差別行政をばくろし、解放行政を要求する闘い」すなわち行政闘争へ「質的に転換」をさせたこと、差別事件のあるなしにかかわらず、生活そのものが差別をうけているとの観点から生活環境改善のたえまない闘いを組織したこと、子ども会活動などの文化教育活動が発展したことなどを述べている。一面、部落問題の本質についての認識が活動家の中にすら弱い点、そのために差別事件の糾弾闘争のみが解放運動と錯覚される傾向があいかわらず存在していることの欠陥をも指摘している。（162頁以降）こうして、部落差別の独自性を「長い間圧迫されてきた歴史性と社会性」

として「闘いの基礎は生活をまもりたかめるための闘い」であるとして「差別事件は、部落解放闘争を有効に発展させる“てこ”としてとりあげられねばならない」(165頁)とする定式化がなされるのである。行政闘争の生み出す危険な側面にも警戒はなされる。「解放行政要求にあたって、第一に注意しなければならないのは、融和主義におちいることである。」「第二の注意すべきことは、解放委員会が自治体や政府の下請にならないことである。」「第三に注意すべきことは、解放行政要求は、その他の闘争においても同様であるが、とくに部落利己主義におちいりやすいことである。そうなったら、部落と一般社会とのみぞは、かえて深められる。」(167頁)そして、すべての人の健康にして文化的な生活の保障、いっさいの基本的人権のための全人民の闘争の一環とするよう、たえず指導してゆかなければならないとしたのであった。行政闘争にからまる矛盾はその最初から明白であったのである。今日、日本共産党はこれを克服するのではなく、その宣伝煽動によって矛盾の拡大によってセクト的エゴを満たそうとしているといえる。

第8回大会は規約の一部改正によって統制委員会をおいた。役員は次の通りである。

委員長	松本治一郎
書記長	上田音市
会計	上杉佐一郎
常任中央委員	朝田善之助、三木一平、田中織之進、松井久吉、大野甚、野崎清二、泉本克美
統制委員長	松田喜一
会計監査	朝倉重吉、山下友枝

### 第9回大会

第9回大会は1954年5月22日～23日、大阪市夕陽ヶ丘会館において開催された。前年の台風13号をはじめとする多くの水害はやはり部落を中心として集中的に起こった。また関東信越では冷凍害、虫害におそわれ農村の窮状は底をついた。全国委員会は全国的な復興闘争を展開した。また平和闘争、憲法擁護闘争、そしてアジア諸国との親善運動も発展した。こうした中で把握した「部落

は、封建時代に最下層におしこめられ、差別された身分の残存であるが、それがいまなお残っている。根本の原因は、人々が封建的な差別観念からぬけきらないことにあるのではなく、アメリカ帝国主義とその支柱である。天皇制、独占資本主義、封建的大地主制の支配と搾取が差別を残しているのである。」という。そして「部落民が農村に住みながら土地がなく、都市にいても近代産業からしめ出され、封建的な生産関係にしばりつけられていること、その居住の場所および、生活条件の劣悪さ、このような生活そのものが差別である。」という認識はとうぜん民族解放民主革命につらなる。(204頁)とされるが、そこには科学的論理的必然性はなかった。だが、復興闘争などの実践は差別の具体像を部落の生活そのものの中に把握する認識の深化が見られる。「部落民の生活に生ずるあらゆる不利なこと、悲惨なことは多かれ少なかれ差別という要因をもっており、生活環境の劣悪なことも、安定した職業のないことも土地のないことも、文化水準の低いことも、すべてに関連している。」という認識は、部落綱領を大衆のなまの声によってつくり、階層・性別・年齢など具体的な要求別に組織をつくり解放委員会に参加していないものでも結集させて解放委員会がそれを指導する方針となる。だが、自治体闘争が融和予算獲得のボス交渉に墮落したところがある。大衆闘争なしに、ボス交渉やいやがらせで改善予算をくませるのは本質的に融和主義であるとし、経済主義物とり主義の克服を訴える。(201頁)組織上の弱点……財政の貧困、オルグの不足、解放新聞の月刊、紙代の未回収、通信網の不確立、編集会議の不確立などが指摘される。規約の一部改正も行われた。

第9回大会で決まった新役員は、次のとおり(『解放新聞』第608号)である。書記長に野崎清二を選ぶ。

委員長 松本治一郎(福岡)

書記長 野崎清二(岡山)

会計 木村京太郎(京都)

統制委員長 上田音市(三重)

常任中央委員 北原寿作(岐阜)、朝田善之助(京都)、三木一平(京都)、  
上杉佐一郎(福岡)、松井久吉(三重)、松田喜一(大阪)、  
岡映(岡山)

## 第10回大会

第10回大会は1955年8月27日～28日、大阪市中の島公会堂において行われた。10周年記念大会である。日本共産党の六全協後の自己批判が影響を与え大衆運動としての新しい発展を期する思想が、名称変更となったともいえよう。「名称変更について」の提案によれば(82頁)従来の部落解放全国委員会という名称は「部落大衆に何かえらい人々の集まりであるかのような印象をあたえて、組織にたいして、親しみにくい考え方をいだかせた。」のであった。そして「名実共に部落大衆を動員し、組織し得る大衆団体としての性格を明らかにし、そして真に全部落民団結の統一体として解放闘争を飛躍的に拡大発展せしめることにしたのである。したがって「委員会」を「同盟」にかえて「部落解放全国同盟」として提案した。

この大会までの1年間に全国市議長会事件、福山差別裁判事件、奈良県木下村長事件等が闘われた。これらは従来の観念的糾弾を克服し、全県、全国的な拡りの中で、差別糾弾闘争へと発展せしめられることの必要性が強調されている。この年、「土地闘争について」「貧農半プロの密集している農村部落では、山林・土地解放の闘いが、群馬・埼玉・長野・三重・大阪・兵庫・京都・岡山・鳥取・福岡など、全国各地で闘われ成果をあげている。」として広汎な闘争の拡りの中で、部落問題が基本的には土地問題であることを顕らわしている。また大阪市西成区南開町では浴場を要求する部落民によって、浴場利用組合が作られ、自らの手で料金5円の低額で運営されていることが報告されている。

(74頁) 故松田喜一氏の指導による成果であった。都市における部落解放闘争はこうした最底辺の要求から積み重ねられていく。部落差別の認識は前大会同様である。即ち、「われわれを貧困のドン底に追い込み、非人間的な差別のくびきにしばりつけてきた天皇制独占資本、大地主は、いまアメリカ帝国主義の日本にたいする植民地的支配の支柱となり、アメリカに従属した軍国主義政策を強行し、そのために国民生活を破滅させ、あらゆる封建制の残りものを強めている。彼等の搾取と支配こそが、われわれに以前にもまさる貧乏と、ますます悪質な差別をおしつけているのである。」(76頁)とする。そして、「この差別支配の道具として」部落を直接に具体的に苦しめているのが司法、警察であり「それらの暴力にまもられた見せかけだけの地方自治体の差別行政」である



として、地方自治体の直接的差別行政を位置づけている。そして、「このような部落民の生活を苦しめ、低めるための役割をはたしている彼らの行政は、いっさいが差別である。部落民の生活を守り、たかめることを妨げるいっさいの障害は、われわれにとっては差別を意味する。」「したがって末端行政機構の中軸である地方自治体の差別行政とたたかうことなしに、運動が発展しないことは当然である。……われわれを苦しめるいっさいの差別行政に反対する大衆闘争をもり上る中で、差別支配の根源を大衆に自覚させてゆかねばならない」(77頁)としたのである。直接的要求と経験的認識の中で真の差別的根源を認識させようとした方針は正しかった。運動は行政闘争を通じて飛躍的に発展していく。

第10回大会で選出された新役員は、次のとおりである。

中央委員長	松本治一郎(福岡)
書記長	野崎清二(岡山)
会計	木村京太郎(京都)
常任中央委員	朝田善之助(京都)、上杉佐一郎(福岡)、岡映(岡山)、 北原泰作(岐阜)、田中織之進(和歌山)、松田喜一(大阪)、 三木一平(京都)

ちなみに本ノートの筆者(村越)もこの大会において高知県選出の中央委員となったことがある。

## 第11回大会

第11回大会は1956年10月2日～3日、大阪市中央公会堂で開催された。第10回大会によって決定された差別行政反対闘争は、とくに小野市南光町に発生した兵庫県の差別反対闘争の実験的経験をふまえて一層深化した。同時に差別にたいする認識の対立も明らかになりつつあった。本大会での議論は「一つの意見は、本部の方針案に出ているように、多くの活動家がまだ、部落民の身におこるいっさいの不利益なことは、とりもなおさず差別である、と見ることを知らないから、大衆の要求をひきだし、これを立ちあがらせ、組織することができないのだという。これに反対の意見は、なんでも差別というから、部落のふつうの人の感じにもあわず、ほかの民主勢力との協力もできなくなるという。

さらに根本のことでは、戦後のいろいろの改革や日本経済がたてなおってくる  
といっしょに、部落のようすもかわり、もはや同じ差別され、はずかしめられ  
た身分という共通感情は、よほど弱くなっているのではないか、それにつれ  
て、われわれの運動のありかたも、根本から考え直してみる必要がありはしな  
いか。というのであった。こうした議論の根底には日本共産党の新綱領にあっ  
た寄生地主制の認識が崩壊し、農地改革に対する客観的評価がなされたことに  
関連する。「われわれにたいする身分差別を温存させる土台であった半封建的  
な土地所有制度は、戦後の農地改革で大きく打げきをうけた。……土地の所有  
は、地主的土地所有から農民的土地所有へと変わり……」（228頁）日本が高度  
に発達した資本主義国家であり、米日反動勢力とその道具である政府地方自治  
体の差別行政が部落差別を残しているというのである。独占資本との闘いと行  
政闘争の一致点を模索しての議論であったといえよう。こうした点、共同闘争  
の方針にも（241頁）特徴的にあらわれている。部落問題には米日反動の収奪  
と破壊が集中的にあらわれており、「部落問題こそ、日本における社会運動の  
特徴を典型的にしめしており、その要求はもっとも切実であり、大きな闘いの  
エネルギーをもっている」。だが「部落ともっとも密接な関係にある 政党や労  
働組合、農民組合すらも、部落対策を軽視している」（240頁）とし、また自ら  
の働きかけの弱さをも反省するのである。敵が同じだから共闘するというだけ  
でなく、「部落問題の社会的意義」を訴え、政党や労働、農民組合が部落問題  
にたいする綱領をもたないために、部落解放運動の前進に横たわる障害となっ  
ている現状を克服し、部落問題を全国民の要求としてとりあげるようにしなけ  
ればならないとする。「それなくして、民主主義革命はあり得ない」（243頁）と  
断言するのである。

☆なお第11回大会で討議された地方提出議案は、(1)山林解放闘争支援について  
（鳥取県連）、(2)鉾害闘争推進について（福岡県連）、(3)国庫負担による部落改  
善事業の実施と地方財政整備法による部落改善費の削除反対について（兵庫  
県連、中国地方協議会）、(4)福岡市長選挙事件について（福岡県連）、(5)足利警察  
署差別事件について（関東地方協議会）、(6)労働者（省？）愛媛婦人少年室長  
差別糾弾闘争について（愛媛県連）、(7)日置町差別裁判反対闘争について（和  
歌山県連）、(8)福山差別裁判反対闘争について（広島県連）、(9)本願寺の堂班制

度と強制募財反対について（和歌山県連）以上

☆第11回大会で決定した新役員は、次のとおり（『解放新聞』第94号）である。  
新しい書記長に田中織之進が選出された。

委員長 松本治一郎（福岡）

書記長 田中織之進（和歌山）

会計 木村京太郎（京都）

統制委員長 上田 音市（三重）

常任中央委員 朝田善之助（京都）、三木一平（京都）、北原泰作（岐阜）、  
岡 映（岡山）、上杉佐一郎（福岡）、野本武一（埼玉）、  
辻 本英（和歌山）、松井久吉（三重）

## 第12回大会

第12回大会は1957年12月5日～6日、大阪市中央公会堂で開催された。ロード事件に対する無罪判決にたいする抗議の決議がなされ、全国民と共に大会宣言がなされた。それは「いままで部落問題に目をつむっていた民主政党政も、せっきょく的にとりくむようになり、新聞、雑誌、ラジオなどジャーナリズムも部落問題の解決のため努力するようになった。」このように部落民自身の問題から8千万国民への問題としての関心をもたれるようになったからである。差別をどう見るかについては「去年の大会でも議論になったことだが、部落につねに起こっている。部落民にとって不利益ないっさいの問題を、部落問題として考えなければならない。というのはどういう意味か。土地がない、仕事がない、結婚ができない、そのほかどんなことでも、部落民の今日のみじめな不幸なしょうたいは、どうしておこったか。もし部落民に、国民すべてと同じ市民権がじっさいに保障されていたなら、今日のようなしょうたいはなかったはずである。このことを掘り下げて考えてゆけば必ず差別につきあたる。これを、部落においてつねにおこるいっさいの部落民に不利益なことは、差別として考えなければならない、というのである。この見方ができないと、部落解放運動をとりたててやる意味がわからなくなり、運動をじっさいにはすてることになる危険がある。そうだからといって、はしがこるんでも「それは部落だ」ときめつけよ、ということではない。」（268頁）行政闘争において「中央政府

を相手に全国的な行政闘争をするのは、今日ではもはや、地方行政は軒なみに赤字で四苦八苦しているから……中央に要求するほかないからであると一部の人は考えているが、それは大きなまちがいである。……われわれの力が強ければ、自治体自身の責任で財源をみつけ、あるいは中央に交付金なり何なりを要求するであろう。また、そうさせねばならないのである。」とする。ただし「部落だけがとぼしい自治体の社会保障費をくってしまうという分裂工作の宣伝に、口実と機会をあたえない用意はつねに必要である。」のである。しかし「われわれはそれにしりごみしてはならない。われわれは、団結して大衆闘争をすれば、要求が実現できることを、ほかの村民にも教えなければならぬ。」のである。そして「村政の民主化・農業協同組合の民主化・米価の問題、そのほか村人の生活をよくするための全村民と共通するあらゆる問題をとらえて、ふだんから闘争しなければならぬ。」(271頁)とした。

さらに「われわれはこれまで教育問題については、教育行政のための闘争だけをとりあげてきたが、いま全国にさかんになった、いわゆる『同和教育』に対しても方針をもたなければならぬ。」(272頁)とした。そして日教組や全同教の同和教育を評価し支持している。そして「これは、現在の学校教育制度のもとでおこなわれている教育であるから、これにたいして社会運動と同じようなことを期待してはならない」と慎重な配慮をしている。そして「失敗を気みじかに責めず、融和教育の危険にたいしては、具体的に批判しながら、よいところをのぼすよう、積極的に援助しなければならぬ。」と述べている。

☆なお『解放新聞』(第106号)によれば、各府県提出の議案として「鉱害対策方針について」(福岡県連提出)、「大阪市における差別行政反対闘争」(大阪府連提出)、「警察のファッション的弾圧に対する闘争」(大阪府連提出)などが論議されている。

☆第12回大会選出の新役員はつぎのとおり。

委員長 松本治一郎

書記長 田中織之進

会計 木村京太郎

常任中央委員 朝田善之助、三木一平、松田喜一、辻本 英、岡 映、  
倉本虎一、上杉佐一郎、宮本英雄、野本武一、八木一男

会計監査 今西安太郎、小山市次郎  
統制委員長 上田音市

### 第13回大会

第13回大会は1958年9月24日～25日、東京青年会館で開催された。この年から部落解放国策樹立のたたかいは具体化した。1月24日東京に、地方自治体、部落関係団体、総評をはじめとする労働団体、民主団体に呼びかけ、部落解放国策樹立要請全国代表者会議を開催した。当初、会場として予定されていた衆議国会館第一会議室は、参加者が午前中に500名を突破し、「開催管理者から2階が落ちると警告をうける始末に、ついに会場を急遽変更」（88頁）したのであった。「部落問題ついに中央に来る」という感激で一杯であった。そして「同盟より政府各機関に提出した要請書を代表者会議の決定として確認し、これが完全実現まで半恒久的カンパニア組織として部落解放国策推進全国会議を結成することになった。」そして請願、国会における論議について「岸首相ははっきりと内閣に総合機関として審議会の設置を明言」したのである。故八木一男代議士の活動は目覚しかった。

この大会で勤評反対闘争が議題となった。政府反動攻勢の中心をなした文教政策に教委の公選制を廃止し、ついに勤評にまで至ったのであった。それは「不就学、長欠児童問題、給食費・学用費代の保障、育英制度の充実、卒業生の就職問題等教育行政上の諸要求のみならず、教育の内容についてもその差別性を除去することを決定」した第12回大会の論議の上に、和歌山県における勤評闘争が、同盟県連の果たした役割が非常に大きく、部落問題との関連において勤評の差別性と教育の権力支配の実相が前面に出されたからであった。和歌山につづき京都、高知、大阪、兵庫、福岡等においても共闘体制がつくられつつあるが、「同盟との独自の要求」との結びつきの弱い点が改められるべきであるとしている。さらに諸活動方針の中に「勤務評定に反対し教育上の差別を一掃する闘争について」の方針がとくべつに提起された。（108頁）

これを強行するためには、全警察官を動員し、教育行政を警官のピストルのもとでおこなうほど恥知らずになったのである。したがって、独立と平和なしに身分解放のありえないことを知るわれわれは、このような大米従属の軍国主

義と原水爆戦争準備のための勤務評定ならびにすべての反動文教政策とはあくまでもたたかわなければならない。

それだけでなく、教育上の差別をなくせよというわれわれの独自の要求からも、勤評には絶対に反対しなければならない。なぜなら第一に教師が団結と組織を破壊され、その自主性がうばわれるならば、奴隷化された教師によっては、部落の子はもとよりすべての生徒を、民主主義と人権をまもり、それをおかすものとは断乎としてたたかう人間に育てることは不可能となるからである。部落の子に同情して自分のポケットから学用品を買いあたえたり、人権の尊さを説くのが、同和教育ではない。同和教育の本質は、差別にまけず、差別とたたかい、いっさいの人権侵害や社会的不合理を見ぬき、それをなくするためにたたかう人間をつくることにある。このためには教師自身がそのような人間でなければならない。しかるに勤評は教師をどれい化するものである。だから勤評と同和教育は本質において相いれない。

としたのである。この勤評闘争は部落解放同盟に共同闘争の尊い経験を与えてくれた。だが、すでに指摘された独自要求との結合の弱さと、民主諸団体のエゴと主観主義は後々にまで影響を残した。しかし、部落差別の本質と共同闘争のあり方についての理論は深化したのである。

☆第13回大会で選出された新役員は次のとおり（『解放新』第116号）である。

中央委員長	松本治一郎
書記長	田中織之進
会計	木村京太郎
常任中央委員	野本武一（埼玉）、中山英一（長野）、朝田善之助、 三木一平（京都）、岡 映（岡山）、上杉佐一郎（福岡）、 八木一男（奈良）、松田喜一（大阪）、辻本 英（和歌山）
統制委員長	上田音市（三重）
会計監査	小山阪次郎（長野）、今西安太郎（大阪）

## 第14回大会

第14回大会は1959年12月8日～9日に大阪市大手前会館で開催された。部落解放国策樹立要請運動の成果として政府は同和对策閣僚懇談会を設置、10月29

日第1回懇談会を開いた。八木代議士はこの閣僚懇談会とは別個に部落問題審議会の設置を岸首相に明らかにさせた。こうした国政の中に部落問題を位置づけさせるためにも部落問題の性格は一層明らかにされるべきであった。例えば「部落の貧しさは、現象としてはすべての貧困者と共通した形であらわれているが、部落の貧困を考えると差別をきりはなしては考えられない。部落の場合、差別と貧困とは全く同じ根から出ていて差別が貧乏を深め、貧乏が差別をなくさないというようになりあっている。もう一歩つっこんで、差別をその歴史性と社会性にむすびつけるという正しい把握をするならば、貧乏の苦しみの一つ一つこそ差別の根源であることが理解されるであろう。」(292頁)と差別と貧乏の二元論を批判し、かつ部落問題の独自性を強調するのである。また部落差別の認識過程を部落解放運動の四つの発展段階にわけて明らかにした。

「第4期の現在では、この部落のみじめで非人間的な生活実態は、憲法その他諸法律で保障しているところの市民的権利を、行政が意図的に保障していないところに、差別観念を生み出す根本的な原因があるというように把握されるようになった。こうして、差別の本質が浮きぼりにされたのである。

つまり、差別の本質は、行政が、部落民に市民的権利を保証していないところがあるとする把握に至った時期である。

このことは、明治4年の解放令によって、部落民を法制上（つまり法律上では）一応解放したことになったが、当時の為政者はそれをギマン的に行ったことを意味している。つまり部落民を解放するための基本的な問題——市民的権利を行政的に保障しなかったことである。したがって、このことは明治4年以後の行政のあらゆる施策の中に、現在の部落をのこす要因があることを意味する。そして、明治以後の資本主義的貧困化の深まりとわかちがたくからみあって、今日の悲惨な部落の実態があるといえよう。」としたのである。

市民的権利の侵害は必然的に今日の日本の民主主義国家政府自治体国民の回復の義務となるし、部落民の要求の権利となるのである。ただし具体的な行政闘争は融和主義的傾向に陥入る危険をもつ、これに歯止をかける必要性はいうまでもない。滋賀、大阪、高知、京都などの例を示しながら、行政闘争においては「一つ一つの要求は、当人たちにとっては目的であっても、同盟の見地からするなら、それは、完全解放へ、部落民を目覚させていく手段ということが

できる。部落民の要求の一つ一つは、完全解放への手段として闘わらるべき」(301頁)と主張する。またいつまでも、すべてを同和予算という特別枠の措置に依存しているのは正しい方法ではなく、「同盟が常に要求しているところの市民的諸権利を完全に保障させるために一般予算にきりかえさせることが大事である。そのみか質においても量においても大衆の無限に拡大していく要求をみたしていくことができる。」(304頁)としたのであった。

なお、同大会の運動方針分科会では部落問題の一般性と特殊性をどのように統一してとらえるかをめぐって論議(『解放新聞』第148号)がなされた。

その後、綱領審議会を設置、その再検討を開始(323頁)したのである。

☆第14回大会で改選された新役員は次のとおり。(同期)

委員長	松本治一郎
書記長	田中織之進
会計	木村京太郎
常任中央委員	野本 武一、朝田善之助、松田 喜一、岡 映、 八木 一男
統制委員長	三木 一平
会計監査	平井 静夫、山岡 準一

## 第15回大会

第15回大会は1960年9月10日～11日、東京都中央社会事業会館で開催された。安保闘争、勤評闘争など日本の矛盾の爆発的進行の中で部落解放運動もその巨大なエネルギーの中に巻き込まれ、かつその力を発揮していく。そうした諸闘争の反映が第14回大会で決定された綱領審議会の設置と新しい綱領となった。

### 部落解放同盟綱領 (改正案)

全国に教在する6,000の部落300万の部落民は、身分的差別と階級的搾取のために屈辱と貧困のどん底につきおとされている。日本国民は基本的人権と政治的自由を完全に保障されておらず、勤労大衆は低賃金、低生活にしばりつけられているが、その底辺におさえつけられているのが部落民である。

部落民は今日なお居住・就職・教育・結婚などの市民的権利と自由すら侵害



されている。農村では土地所有からのけものにされ、都会では近代的な職場からしめだされている。部落の伝統的な産業は大資本に圧倒されて壊滅的打撃をうけている。部落には慢性的な失業者と生活困窮者が激増し固定化している。それゆえに環境はますますわるくなる一方である。

明治維新の変革によって封建的身分制度は廃止されたが、部落民は悲惨な生活と最低の社会的地位から解放されなかった。それは維新後の資本主義発展の過程において支配階級が人民を搾取し支配するために封建的遺制を温存し利用したからである。第二次大戦後の改革によって日本の民主化はいちじるしく前進した。しかし事情は本質的に変わっていない。アメリカ帝国主義に従属する日本の独占資本は日本の、民主化をくいとめる反動的意図のもとに部落に対する差別を利用している。それゆえに現在では独占資本とその政治的代弁者こそ部落を差別し圧迫する元兇である。

部落の解放なくして民主主義はありえない。部落解放は日本民主化の重要な課題である。部落の完全な解放は、労働者階級を中核とする農・漁民、勤労市民、青年・婦人、知識人など、すべての圧迫された人民大衆の解放闘争の勝利によって、日本の真の民主化が達成されたときはじめて実現する。それゆえに部落解放運動は平和と独立と民主主義のための広範な国民運動の一環であり、そのため統一戦線の一環である。部落民はいくつかの階級に分かれているが、全体としては一つの身分階層として共通の利害と共通の意識の紐で結ばれている。したがって部落解放運動は全部落民を包含するものであるが、その中心となるのは部落の労働者、農・漁民である。

部落解放同盟は部落民の自覚にもとづく自主的な解放運動の唯一の大衆団体である。同盟は自らの行動規準にのっとり部落民のあらゆる不満や要求をとりあげて大衆闘争を組織しなければならない。同盟の組織と活動の基礎は部落に置かれねばならない。全国 6,000 の部落に支部をつくり、それぞれの部落の具体的事情に即し日常闘争を活潑に展開し、地区的な規模から全府県的、全国的に拡大し、部分的・初歩的な要求をより高い一般的な目的に結びつけ、究極の目標である部落解放——人民解放を達するための闘争に発展させなければならない。同盟はそのすべての活動を通じて、融和主義と鋭く対決し、その反動的な本質をばくろし、徹底的に粉碎するためにたたかわなければならない。

## 要求と活動の規準

### 一、生活の向上と環境改善、社会保障獲得のために一

- 1 診療所、トラコーマ治療所など無料診療施設の設置、拡充、増設。
- 2 国民健康保険制度の徹底と保険料金の減免。
- 3 徹底した社会保障制度の即時実施による最低生活の保障。
- 4 生活保護法の適用拡大と扶助基準額の大幅引上げ。
- 5 公民館、隣保館、保育所、乳児院などの設置、拡充、増設。
- 6 共同浴場、公益質屋、共同作業場などの設置。
- 7 地区整理法、不良住宅改良法の適用による道路、住宅、上下水道などの改善。
- 8 公設の低家賃住宅の新設と増設。
- 9 河川、堤防、防波堤、橋などの改修新設による災害の防止。
- 10 東西両本願寺その他の教団による寄付強要反対。
- 11 一切の共有権、入会権などにおける差別撤廃。
- 12 土地、家屋などの売買、貸借における差別撤廃、居住移転の自由獲得。
- 13 就職における差別撤廃、就労の機会均等の獲得。
- 14 社交、婚姻など社会生活における一切の差別撤廃。

### 二、土地と仕事と産業振興のために一

- 1 農地解放の徹底の実施、貧農への土地の分配。
- 2 山林、原野、池沼などを含む土地所有制の改革。
- 3 土地取上げ、小作料の値上げ反対。
- 4 小土地所有に対する課税の減免。
- 5 零細過少農経営の切捨政策反対。
- 6 国費による未墾地の開拓と貧農への分配。
- 7 土地改良、農業技術、農業経営の改善のための援助。
- 8 農業協同組合の徹底的民主化。
- 9 零細漁業の保護、漁場の半封建的制度の撤廃。
- 10 沿岸小型漁船、漁業設備に対する補助。
- 11 網元、問屋などの半封建的な搾取と隷属化反対。
- 12 職業訓練所の増設、拡充による職業補導の徹底。

- 13 青少年の就職斡旋と近代的経営への就職の保障。
- 14 国の失業対策の強化徹底。失業者登録制限の撤廃。
- 15 失失対賃金の値上げと完全就労の実施。
- 16 府県、市町村による農村失業対策の徹底実施。
- 17 生活賃金の原則にもとづく最低賃金制の確立。
- 18 労働法規の完全実施。半封建的な雇傭関係の徹底的廃止。
- 19 中小企業、零細自営企業の保護。
- 20 協同組合、企業組合などの組織による中小企業の協同化促進。
- 21 低利資金の融資増大と貸付条件の和緩。高利金融の一掃。
- 22 差別課税反対、税金の適正化。
- 23 低所得者に対する税金の減免と滞納税金の免除。

### 三、部落解放の教育と文化確立のために一

- 1 義務教育費国庫負担の完全実施。
- 2 一切の教育費の父兄負担反対。
- 3 貧困家庭児童の給食費、教科書・参考書・学用品代・修学旅行費などの全額支給。
- 4 学区内に部落を有する小・中学校の教育条件の改善と教師の待遇改善。
- 5 児童福祉法法の徹底実施による養成児童の完全就学。
- 6 民主教育の徹底と教職員組合との提携強化。
- 7 差別的教育行政反対。PTAの民主化。
- 8 差別を助長する反動的道德教育、軍国主義的・国家主義的教育反対。
- 9 差別を助長するマス・コミ反対。差別的な出版物、映画、演劇などの一掃。
- 10 学校における差別撤廃、教育の機会均等の獲得。
- 11 民主的・進歩的な教育活動と文化活動の擁護。

### 四、平和と独立と民主主義のために一

- 1 人権尊重の徹底と人格平等の確立。
- 2 家庭制度、社会慣習などによる一切の抑圧と隷属化反対。
- 3 差別的な行政反対、部落問題解決のための民主的行政の徹底。
- 4 反動等な融和・改善主義反対、融和団体に対する行政的援助反対。
- 5 性別、年齢、家柄などによる差別待遇反対。

- 6 天皇制の廃止。一切の貴族的特権の完全な廃止。
- 7 人民の基本的権利と政治的自由に対する抑圧絶対反対。
- 8 日本国憲法の民主的・平和的精神の擁護。憲法改悪反対。
- 9 人種、民族、宗教の違いによる差別反対。
- 10 世界恒久平和の確立。軍備の完全撤廃。日本の再軍備反対。
- 11 日米安全保障条約および行政協定の廃止。
- 12 原水爆の製造、貯蔵、実験の禁止。
- 13 一切の外国軍事基地の撤廃。
- 14 平和と独立と民主主義のための統一戦線の強化。

国策樹立運動の成果として同和対策審議会法が第33国会で成立し、8月16日付で施行された。政府自民党は部落内のボス層融和主義者と結託、これを組織して5月10日、東京において全日本同和会をすでに発足せしめていたのである。当然、部落解放同盟はこれと対決すべき方針を明らかにした。モデル地区にたいする反対や、団体補助阻止、環境改善予算への寄生の阻止と分裂的企図を大衆的に暴露するのである。安保阻止闘争にも積極的に参加した。共闘組織の有力なメンバーとなり22次にわたる統一行動への参加、国会への諸願署名等々、勤評闘争を上廻る大衆行動が展開された。三井三池の争議は日本のエネルギー政策の非人間的転換が生じたものである。総資本対総労働の対決とまでいわれたこの争議は、首切りと弾圧の上に分裂と差別が付きまとった。元来、日本石炭産業と部落は密接な関係にあったが、その終末にもその本来の姿をあらわしたといえる。第二組合は会社側と結託し、第一組合を特殊部落呼ばわりし、部落を暴力集団の如く宣伝した。さらに部落解放同盟と一般労働組合の対立を企てたのである。こうして暴力はついに殺人にまで至ったのであるが、部落解放同盟は全国よりのオルグ団と、北九州拠点共闘会議の労働者と共に第一組合を支え激励したのである。だが、その労働者組合の中においてさえ部落解放同盟を左翼暴力団視する思想は皆無ではなかったのである。勤評闘争においても部落はその手段とされた側面がないではなかった。しかし、これら諸闘争によって国民の部落問題についての理解は広められ、深められた。こうした時、戦前の高松差別裁判にも匹敵するといえる福山差別裁判闘争は、最高裁において原審破棄、広島高裁差戻しの判決を勝ちとったのであった。(325頁)し

かし、判決の理由は純粹の法律論で結婚の自由という人権侵害の差別裁判の判断を示さない不充分さはあった。しかし、後日この裁判は結果的に勝利して行くのである。

☆第15回大会で選出された新役員は、次のとおり。(『解放新聞』第174号)

規約の改正にもとづいて新たに設けられた副委員長のポストに松田喜一が選出。

委員長	松本治一郎
副委員長	松田 喜一
書記長	田中織之進
会計	木村京太郎
常任中央委員	上杉佐一郎(福岡)、藤沢喜郎(高知)、卒田正直(大阪)、 松井久吉(三重)、野本武一(埼玉)、朝田善之助(京都)、 八木一男(奈良)、岡 映(岡山)、松本新一郎(和歌山)

### 第16回大会

第16回大会は1961年3月2日～3日、京都会館において、「部落解放運動40年記念祭とあわせて開催された。とくに本大会においては「われわれの闘争の基本的方向と任務」と題する運動方針は、全国的規模における請願闘争展開のために副題をし、過去40年の闘争の総括のうえにたった解放理論の発展に貢献するものであった。それは全国水平社創立の誇りと感激と決意を想起し、部落民自身の団結による自主的な闘争への指導原理を堅持することであった。それは融和主義への警戒と、部落第一主義身分制反対オンリー主義と、階級闘争オンリー主義、左右両翼の誤りの否定であった。部落委員会活動の伝統をふまえながらも、戦後部落解放運動はいろいろな理論上の誤りや不充分さ、(1)戦後の民主的改革の過大評価、(2)差別の基礎を寄生地主制や天皇制などの半封建的要素にあるとした誤り、(3)差別についての観念的理解で部落が一つの社会層として、農業および近代的な生産関係からしめ出され、前時代的な雑業や労役のほかには仕事もなく、きわめて低い文化水博のままにおかれているということこそ、もっとも重大な差別であるということ、そして差別の本質が部落民に就職の機会均等を保障せず、主要な生産関係からしめだしたことにあるということ

らえ方がまだできなかった。為に闘争はあまり発展しなかったとしている。そして1951年のオールロマンス事件の評価をして「差別糾弾の最高の闘争形態である行政闘争として発展させることが出来た」としている。そして、

われわれはこの差別行政に反対し、いっさいの市民的権利を法律上だけではなしに現実に保障するよう、行政当局に要求する権利がある。あらゆるきっかけをとらえて、差別行政に対する闘争を全面的に展開しなければならない。このことが明らかになったとき、われわれの闘争は飛躍的に発展した。生活をまもる闘争も、文化・教育水準をかためる闘争も、また言動による差別の糾弾も、すべて差別行政への闘争に発展させることができるし、またそうしなければならない。また就職の機会均等の問題は他の諸要求と並列的なものではない。これを部落解放の基本的な要求とそうであるにもかかわらず、の闘いはまだ充分ではない。これに対する行政闘争は今後一切の要求の中心的なものとして闘わねばならない。

市民的権利の完全な保障のための行政闘争は、われわれの闘争を発展させる戦術上のもっとも重要な決定的な環である。もとより、われわれはこれにとどまることはできない。われわれに差別行政をおしつけわれわれを極端な貧乏と無権利におとしいている元凶、反動的支配階級とアメリカ帝国主義にせまって行かねばならない。としている。これは独占資本が超過利潤を追求するために封建的な身分差別を、搾取の手段として組み入れている。これが、現在における部落問題の本質である。だからわれわれはこの独占資本主義に対決してゆかねばならないのである。それは独立と平和と民主主義と中立の日本をつくらうとする、労働者階級と先頭とするいっさいの国民との強固な統一戦線をつくりあげるということである。その統一戦線でわれわれが独自の積極的な役割を果し、6千部落のわれわれの兄弟姉妹のみんながその統一線に参加するまで成長させなければならない。行政闘争はそこにいたる道である。

そしてわれわれは日常利益と市民的権利のための行政闘争ばかりでなく、民主主義運動の諸任務を遂行する水準にまで高めなければならない。われわれはすでに、平和と独立と民主主義と生活のための全国民的統一闘争に相当の役割を果している。

行政闘争の必然的到達点としての国策樹立の闘争はすでに1960年に設置され

た同和对策審議会が遅れていることを糾弾し、「直ちに同盟代表を多数加えた構成の審議会を発足せしめ、その事務局機構を拡大し、その審議決定を尊重」せよとした。そして全国的にいっせいに闘争をすすめるために「国策樹立の請願大行進」を提案したのである。

☆第16回大会で新しく選ばれた役目は、次のとおり（『解放新聞』190号）である。

委員長	松本治一郎
副委員長	松田 喜一
書記長	田中織之進
会計	木村京太郎
常任中央委員	野本 武一、岡 映、藤沢 喜郎、上杉佐一郎、 松本新一郎、朝田善之助、八木 一男、北原 泰作、 米沢 正雄
会計監査	卒田 正直、宮田顕太郎
統制委員長	上田 音市

### 第17回大会

第17回大会は1962年3月4日、大阪府吹田市民会館で開催された。なおこの前に3月2日～3日の2日間にわたって京都市立命館大学において全国代表者会議を開催した。この大会は40周年記念大会の後、1961年6月から10月までの部落解放要求貫徹請願運動の全国的展開、とくに大阪に請願運動中央本部が発足、社共両党、労農市民、民主団体の幅広い共闘会議が組織され、9月11日、福岡を出発した西日本請願行進隊は、東京までの1,200キロを行進、10月2日には、長野を出発した東日本隊と共に10月10日、暴風雨について東京に到着した。15万人を動員、1,000カ所で大衆集会がもたれる画期的闘争となった。そして政府への請願をし各省に解放政策実施を要求した。同和对策予算は増額され、内閣同和对策審議会は発足したのである。大会はこうした行政闘争や、組織活動、民主戦線の統一の各分野にわたる成果と欠陥を総括した。行政闘争の当面の任務として、(1)同和行政と取り組む体制の確立、(2)同和予算の正しい位置づけが示された。組織活動としては、(1)大衆路線でたたかうこと、(2)融和主

義とのたたかい、民主統一戦線を綱領の規定によって強化することが強調された。なおこの大会は「同和教育」にたいする態度が示され、教育関係者の自発性によるものと、行政機関教育委員会と結びつくものの存在、即ち解放運動と結合し民主主義の立場にたつものと、融和主義と支配階級に結びつく反動文教政策の手先となるものと分析し、

以上の情勢判断にもとづき、わが同盟のとるべき「同和教育」にたいする方針はつぎのとおりである。第一に、日教組・高教組など教育労働者の組織との連携協力をいっそう緊密にし、反動的教育に反対して民主教育、平和教育をまもるための共闘をくむこと。これが基本方針である。第二に、教育労働者の部落問題にたいする認識と理解をふかめ、日教組ならびに高教組と協力して、部落解放の教育活動を全国的におこすこと。第三は、教育労働者の待遇改善と生活向上のための要求闘争を支持し共闘をくむこと。第四は、文部省の意図する反動的融和教育行政に反対し、それを粉碎するために、積極的に共同闘争を推進しなければならない。

としている。なおこの大会で滝川教授糾弾に関する決議が出されている。滝川教授が「部落民が朝鮮の帰化人の子孫であることは、もはや一点の疑いもない事実である。」とし「解放同盟の連中は階級闘争一点ばかりで、彼等には研究ということはない」と講演したことにたいし、二度にわたり反省と自発的善処を求め、学問上の対決と公開討論を提案したことにたいし非礼な態度で拒否してきたからである。滝川氏は今日に至るも度々差別的論文を出し反省の態度はない。さらに、この大会は本部を東京から大阪へ移すこと、常任中央委員を中央執行委員と改めることに決定した。これに伴い規約の改正が行われた。

☆第17回大会で決定した新役員は、次のとおり（『解放新聞』第222号）である。

中央委員長	松本治一郎（福岡）
副委員長	松田 喜一（大阪）
書記長	田中織之進（和歌山）
会計	木村京太郎（京都）
会計監査	卒田 正直（大阪）、宮田資太郎（群馬）
中央執行委員	朝田善之助（京都）、岡 映（岡山）、北原泰作（岐阜）、



高田 繁（福岡）、中西義雄（大阪）、野本武一（埼玉）、  
八木一男（奈良）、米沢正雄（大阪）

統制委員長 上田音市（三重）

## 第18回大会

第18回大会は1963年2月28日～3月1日、京都市本願寺会館で開催された。参院戦における敗北、興津（高知県）における弾圧事件、部落解放運動の困難な側面があらわれた。失対は打ち切りの方向に向い、石炭は消滅の方向に進んだ、日本の高度成長が部落にとって何をもたらすかの重大時期であった。同盟指導部の一部はこうした時、部落問題の歴史性・社会性のもつ特性よりは、その一般性を強調する方向に傾斜していった。第19回大会運動方針では「われわれは、第18回大会いらい運動の姿勢を変え」（505頁）たとい「偏向」と指摘されるころまでに至るのである。

池田内閣は、勤評、学力テストの強行、大学管理制度の改悪、教科書の無償配布を契機とする検定制度などによって、教育に国家統制をもちこみ、軍国主義教育を強めようとしています。

38年度予算案は、このような池田内閣の反動政策をロコツにしめています。政府は、生活と権利を具体的に保障せよという、国民として当然な私たちの要求をふみにじる一方、失対事業の打ち切りをたくらみ、旧地主への補償をたくらみ、はては封建的位階制の象徴である勲章制度まで復活させ、自衛隊増強、核武装をたくらむなど軍国主義化へ拍車をかけています。池田首相のいう「国づくり人づくり政策」も、労働者がおとなしく低選金と貧乏に耐えて、ひとにぎりの独占資本に奉仕する人間をつくり出そうとするものです。このため、独占資本へは減税で奉仕しながら、我々人民には、固定資産の再評価で重税をたくらみ、国税通則法をたてに税金をきびしくとりたてています。

地方自治体にたいしても、財政的な圧迫と官僚行政の強化によって、国家権力への従属を強め、地方自治制度の民主的側面をせばめていっています。「広域経済圏」「百万都市行政」などは、その一環であります。さらに自治体や教育委員会は、自衛隊の募集や宣伝、軍国主義思想の宣伝に重要な役割をはたしています。

事実も一面のみを強調すれば誤りとなる。一面的過大評価と危機意識が結合したとき、安易で抽象的な共同闘争と統一戦線論への飛躍が生まれる。地方自治体への部落解放その行政要求闘争も一般的な自治体闘争に流される傾向が生まれていく。もちろん行政闘争にたいする正しい指摘もある。

私たちが、つねに強調してきたように、差別のために資本主義的な生産関係から除外され、不安定な職業にしかつづくことができません。そのために、一般民衆から差別されるほど低い生活、おくれた文化水準におかれ、日本社会の底辺におかれています。

このような差別を生む行政のありかたに反対し、権利保障を要求して闘うのが行政闘争であります。

行政闘争とは、環境改善や同和予算を増額させるための闘いではなく、人間としての生きる権利を獲得していく闘争であり、日本社会の最底辺から民主主義を確立していくための闘いです。

私たちは、いま行政闘争のひろがりの中であらわれている害毒ある融和主義を克服して、部落のおかれている状態の根本原因を歴史的、社会的に明らかにし、差別行政とは、どういうものかを具体的にバクロし、要求綱領を大衆とともにつくり、自治体に対する行政闘争をすすめる原則をつらぬかなくてはなりません。

だが結果としては階級的な立場の強調と部落大衆を階級別、階層別組織にくみ入れることの方針が、実践的には部落解放同盟の闘いと固く結びつくのではなく、それと対立矛盾する方向へと党セクトとエゴイズムが流れはじめるのであった。強大化する独占資本の攻撃を前に部落民の団結ではなく分裂への傾向が生まれてくる。その他中央本部報告は1963年度予算をめぐる秋季全国統一闘争について詳細に報告（408頁以下）し、失対打切り反対闘争の総括（427頁）組織の現状（432頁）も述べられた。

☆第18回大会で選出した1963年度の新役員は次のとおり（『解放新聞』第252号）副委員長が2名となる。

委員長 松本治一郎

副委員長 松田喜一（大阪）、朝田善之助（京都）

書記長 田中織之進（和歌山）

会 計 岸上 繁雄（大阪）  
会 計 監 査 木村京太郎（京都）、松本新一郎（和歌山）  
中央執行委員 中西義雄、米沢正雄（大阪）、三木一平（京都）、  
岡 映（岡山）、野本武一（埼玉）、上杉佐一郎（福岡）、  
八木一男（奈良）  
統制委員長 上田 音市（三重）

### 第19回大会

第19回大会は1964年3月3日～4日、福岡市福岡県農協会館で開催された。戦後の全国大会としては初めての福岡大会となった。同盟内部では前年の秋季全国闘争の総括や行政闘争の位置づけや差別のとりえ方をめぐってすでに活潑な議論のあるところであったが、大会に提出された活動方針は、第18回大会の偏向をさらに増幅させたものとなっていた。後日、第20回大会はこれを「部落問題の特殊性を見おとし、民主主義一般に抽象化して部落の要求をとりあげようとする傾向」（545頁）と批判した。例えば、たたかひの総括（484頁）においても差別行政に反対し、という言葉があるだけで自治体闘争、政治的・階級的権利意識をたかめなどあるだけで、部落独自の要求は全く出てこない。また「当面の諸要求」（494頁以下）のなかにおいても、失業反対、完全雇用、最賃制確立（全国一律最賃制法の制定）農業構造改善事業反対、社会保障拡充、軍国主義教育反対、日韓会談粉碎、独立、平和、民主と国際連帯のたたかひがうたわれているが、部落差別、解放運動との関係は具体的でなく、要求は抽象化され一般化している。こうした観念的傾向が情勢の把握を危機感に満ちたものとしていく。「現在の憲法は殆んど死文化しており」（519頁）との表現も出てくる。こうして所謂「毒まんじゅう論」が流されるのである。それは敵の力の過大評価とそのもつ内的矛盾をみず、自信喪失のうらがえしもあった。解放運動の成果を見ることができず、専ら敵権力の企図への警戒となり融和主義への怖れとなる。「内閣同和対策審議会は、ことしの8月までに池田首相への答申を出そうとしています。しかし部落調査をみても明らかなように、部落人口、失業労働者生活保護世帯数を、じっさいよりもはるかに少くまとめており、答申案も環境、産業教育と戦前の融和事業の延長としてまとめようとして

おり、部落問題の政治的社会的意義をうすめようとしていることを、見のがしてはなりません(480頁)また「自治体」は『同和対策審議会』などの中間機関をつくり、行政責任を転嫁して、部落の有力者や幹部活動家のボス化をはかるなど、部落のたたかいを融和主義にねじまげようとする方向をつよくうち出しております。」(507頁)など、目はすべて敵権力の大きさと否定的側面のみ注がれている。次回第20回大会はこうした一面性と非科学性、非歴史性にたいして厳しい批判をするのである。なおこの年に第2回中央委員会の報告として「埼玉県狭山事件への抗議」が挙げられている。(457頁)が大会方針のなかには一言も触れられていない。この年最大の差別事件は、信太山自衛隊の差別事件であった。議案Ⅱとして糾弾決議が出されては(512頁)、だが議案中には「自衛隊は……アメリカ帝国主義の狂暴な私生児である。」とか「隊員をして卑屈で劣等感の強いメカケの子に育てあげている」(514頁)など差別的表現がみられている。起案者のプチブル性の表現ともいえるべきであろう。

☆第19回大会で改選された新役員は、次のとおり(『解放新聞』第282号)である。

委員長	松本治一郎(福岡)
副委員長	朝田善之助(京都)
書記長	田中織之進(和歌山)
会計	岸上 繁雄(大阪)
中央執行委員	岡 映(岡山)、三木一平(京都)、上杉佐一郎(福岡)、 野本武一(埼玉)、米沢正雄(大阪)、中西義雄(大阪)
会計監査	木村京太郎(京都)、松本新一郎(和歌山)

## 第20回大会

第20回大会は1965年10月4日5日、東京都青山青年会館で開催された。当初3月和歌山市で開催予定であったが(解放新聞306号)方針書の起草がまともならず延期となり、7月の参議院選挙もあって10月開催となったものである。以前からくすぶっていた理論的的政治的対立は一挙に噴出し、その後の部落解放運動の分裂対立を決定した画期的大会となった。一つは参議院選挙をめぐる問題であった。政党支持の自由を理由に松本委員長の万場一致の推せんの決定にた

いし、共産党の全国区の須藤五郎、春日正一、東京地方区の野坂参三の三氏が同盟推薦を求めたのである。これは保留となったが、現実に参院選にひびいてきたのである。運動方針がまとまらなかったのもここに大きな原因があった。さらに運動の総括についての意見が対立した。深刻な意見の対立の中で和歌山での全国大会は延期せざるを得なくなったのである。7月鳥取で開催された青年集会は混乱によって中止となるまでに対立は激化していた。それは次のようなおもな欠陥から生じていた。

1. ここ数年来部落解放運動にあらわれた傾向で、とくにちかごろ目立っていちじるしくなったのは、部落問題の特殊性を見おとし民主主義一般に抽象化して部落の要求をとりあげようとする傾向です。もちろん部落問題は民主主義改革によって解決されねばならない課題の一つであり、部落解放運動の基本的性格は民主主義の運動です。けれども、ひと口に民主的権利といっても、たとえば、部落民の基本的要求である市民的権利と、労働者の要求である労働基本権とでは、その歴史的・社会的な次元の相違があります。

この要求の性質のちがいがから、部落解放運動と労働組合運動とのちがいがでてくるわけです。この両方に共通性があるからといっておなじ性質のものだというのは抽象的な観念論です。真理はつねに具体的である。部落民大衆の要求は、どんなささいな問題をとりあげても、これを分析しその本質をつきつめていけば、差別と関係のない問題はなに一つない。だからわが同盟の態度は、このような歴史的・社会的な関係から出てくる部落民一切の要求を、つねに「差別」としてとりあげてたたかうことです。

ところが、部落問題の本質をこのように正しく具体的につかまず抽象的に考え、部落民の民主的な要求の特殊性を無視して、一般的な貧困者や勤労者階層の要求とおなじ問題としてとり上げるというあやまりを犯すことになるのです。

2. 部落解放運動は民主主義の運動であります。ところが、この基本的性格から逸脱して、ややもすれば、階級闘争主義の偏向に陥いろうとしているのが第二の主要な欠陥です。

しかるに、同盟の運動は階級闘争主義的な偏向にわざわざされて民主主義の運動としての性格に合致しない傾向をあらわしています。その第一は民主的合

法舞台における活動を無視する傾向です。これは内閣の同和対策審議会に対する過少評価にあらわれています。第二は階層別、要求別の組織を強調しながら、部落内の中小零細企業の問題には全然手をつけず、自由労働者や農村労働者の問題にのみかたよった活動をしている組織対象の評価の仕方であらわれています。

3. つぎに政治闘争偏重の偏向を欠陥へして反省しなければなりません。この偏向は部落の大衆の生活に根をおろした日常の要求闘争を軽くみて、いたずらに当面の政治的課題を追う街頭闘争を重くみる誤りに陥いることです。政治闘争主義の偏向は「敵をあきらかにせよ」という最近の流行語にもあらわれています。だが、大衆運動は大衆の要求から出発するものであって、決して敵を明らかに認識して出発するものではないのです。これは大衆運動のイロハです。

4. ちかごろ同盟のなかで階層別の組織、要求別の組織が熱心に主張されています。部落のなかに階層分化がある以上それぞれの階層の要求があるわけだから、それをとり上げて要求闘争を組織しなければならぬことはいうまでもありません。あの階層の要求であろうと、ただ一人の部落民の要求であろうと、部落の完全解放をめざす立場からすれば、それは万人の問題であり、すべての部落民の問題です。これが部落民の共通利害と連帯意識とによって結ばれている部落解放運動の基本的立場です。それゆえ階層別・要求別の闘争を組織することが活発に行なわれることは、部落解放運動を発展させ、同盟の組織を拡大することになるわけです。

ところが一部に見られる偏向は、部落の諸階層をそれぞれの要求闘争をつうじて同盟の外に別の組織をつくらうとすることです。つまり部落民としてではなく、近代的な意味での階層分解をとげ一般化した階層として組織するわけです。この方向にすすめば、生活と健康を守る会のように階層別・要求別の組織は部落解放運動ではなく一般化された生活と権利のための闘争となり、同盟の組織は拡大するどころか弱体化し、ついには戦前の水平社解消論に通ずる危険な結果をまねくおそれがあります。

5. 組織問題における欠陥は、全国的に見て運動がきわめて不均衡な発展を示していることです。東北地方の部落には、同盟の影響すら及んでいません。わずかにばく然と影響をあたえているが、県内に一つの支部も組織されていない

ところ、支部はあるが県連の組織が確立していないところ、県連を名乗ってはいるが定期大会を開き日常活動をおこなうなど最低限の組織的機能を発揮していないところがさうとう多数にのぼります。また階層別にみても、中小零細企業の自営業者にたいしては組織の手は全然のばされていません。つまり階層別にも組織の不均衡があるのです。

この状態を克服するためにねばり強い努力を払わなければならぬことはいうまでもありません。強大な先進的府県連が運動の先頭に立ち、中心的な推進力となるのは当然のことですが、そのために先進府県連には容易にうけ入れられる闘争方針だからといって、後進府県連の遅れた部落の大衆はともついでいけないような高度の方針を一律に機械的に押しつけるという誤りをおかすおそれがあります。政治的課題の共同闘争・統一闘争ととりくむ場合などに、その偏向があらわれます。

最後に、共同闘争や統一行動における欠陥について指摘しておく必要があります。同盟として共闘・統一闘争に参加する場合は、部落の大衆の要求闘争を組織し、それを高め、そのたたかいと結びつけて共闘・統一闘争の課題をたたかい、同盟の主体性を強化して部落解放運動を発展させるところに意義があるのです。もう一つの大きな意義は、差別が社会的意識として存在しており、敵が部落大衆と一般勤労者のあいだに軋轢（あつれき）と分裂のくさびを打ちこんでいる現在に於て共闘・統一闘争を闘う一般民主陣営のなかに部落問題もちこみ、相互理解と連帯性をふかめ強めることにあるのです。要するに共闘統一闘争における部落解放運動の位置づけを明確にすることに政治的・階級的意義があるのです。

ところが、ちかごろ同盟のなかに、このような共闘や統一闘争の本来のあり方をわきまえず、ただ、「敵に同じだから統一闘争でたたかおう」というように形式的な共闘・統一闘争に単純化する傾向が生じています。これでは各大衆団体の性格や目標の相違にもとづく主体性や独自性がうしなわれ、画一的に抽象化され混同されてしまう結果となって、同盟の組織の混乱と弱体化をまねくこととなります。

要するに、それは部落解放運動の中に日本共産党の民族主義と主観的独善主義、エゴイズムとセクト主義の誤りが持ちこまれた結果であった。その根底に

は中ソ論争における日本共産党の偏向があり、対立分裂があった。党の誤りと対立を大衆運動の中に強引に押つける根本的誤謬があったのである。原水禁運動、日中、日ソ親善運動、労音、労演に至るまでもちこまれた分裂主義が部落解放運動に持ち込まれた結果なのであった。部落民のもつ日常要求闘争と部落の完全解放を統一的に把握できず、民主主義と社会主義を統一的に理解できず、階級的敵権力日本帝国主義を過大に評価し、これとの対決を回避し修正主義の路線によって平和共存の世界史的現実を見ることができなかったのである。こうした誤ちの端的な表現が同和对策審議会答申毒マンジュウ論であり、全面的否定論である。共産党はその後答申を否定したのではなく、一部にあった答申全面礼賛論を批判したのみであると弁明するに至っているが、次の20回大会の分科会討論が、その否定論を証明する。

藤岡（福岡）①大衆団体であるから意見のちがいがあるのはやむをえない。意見の一致しない点はさらに討議し一致する点だけにしぼるべきではない。②同对審の答申について、地域開発、人間尊重という佐藤内閣の方針にそったものであり、これを受けた政府自民党が、その実施をごまかしとギマンでおこなうことは明らかである。これと、てっていして対決してゆくたたかいをくむべきではないか。

正司（岡山）現実に憲法が否定され差別を助長している政府独占が真に部落を解放できるのか。

宮本（福岡）戦争中一君万民天皇の赤子であるといったが、まったくにせものだということを知らされたい今の政府自民党は、アメリカの手先になって、人間尊重・地域開発ということで人民をごまかしている。

打田（三重）同对審の中で、われわれの要求をもりこませるために努力したことはわかるが、また答申が出されたことに賛成であるが、過去政府がどのような対策をやってきたかを考えるとき、これが同盟のたたかいの中心課題となるかどうか。答申が出されるまでの経過をみても、これをてことして各地での行政闘争のつみ重ねこそ大切ではないか。

中野（広島）答申のでたことで部落に幻想をもちこんではならない。広島のとたかいからみても、差別行政しかやっていない。参院選の問題では政党と大衆団体を混同させてはならない。本部は運動を軽視していないか。



これにたいし、本部を代表する田中書記長他の代議員の発言は、答申の二面性をふまえたうえで、なおかつ答申をたたかひの武器にしようというものであった。

駒井（京都）いまわれわれは資本主義社会で社会意識として差別が存在している中に生きている。進歩的な陣営の中、社会党・共産党の中にも差別はある。その中でたたかっていることを考えよう。否定的な側面だけを強調してたたかひの成果を否定するのは、反動を利するだけではないか。

西村（高知）この答申を否定するのは間違っている。いまの間違った政治の中でもわれわれは部落の要求をもってたたかひていく、その要求が正しいとみとめるならばこの要求を足場にたたかひのが解放へ一歩近づけることではないか。これを毒としてねむらされるか、自分のものにするかは、われわれのたたかひの力が決めることだ。

間ちがった政治の中だからこそ、われわれは正しい要求をどこまでも押し出してたたかひなければならぬ。われわれの要求が正しいとみとめるならば、そしてその要求が答申の中にもりこまれているならば、それを足場にしてたたかひおうではないか。それが解放への道である。

田中書記長 この答申によって完全解放されるとは誰れも考えていない。その道程としてこの答申をどうとらえどうたたかひていくかを、答申の内容を組織的に検討し、評価できる点は評価し、実施の段階でさらによりよいものを、より不足しているものをもりこませその完全実施のたたかひをくむことは、もちろんわれわれの綱領に矛盾してないと信じている。

中執討議の段階でも、いまの社会が社会主義革命の時期に近づいているという情勢分析のもとに、大衆団体である同盟の方針を革命的なものにしようとする考えを出された者もあることをそっちょくに申しあげますが、もちろん政党としてはそうした情勢分析の上でたたかひを組むことが大切であろうが、大衆団体にそれをしているのでは、その組織の存在さえあやぶくなるではないか。

同対審の答申は、同盟の代表が、これだけの認識をさせるのにどこまで苦勞したことか。もちろんこれですべて解決されるのだという幻想をふりまくことはぜったいよくないが、しかしすべて反対ということでは融和主義者を利するだけではないか。

北原（岐阜）①運動方針の原案に双手をあげて賛成する。ただ賛成するだけでなく、こんどの運動方針は部落解放運動がゆがめられていきつつある最近の姿勢をただそうとするひじょうに意義のある歴史的に高く評価されるべき運動方針であることを強調したい。

②同対審の答申をよく読んでもらいたい。そこには部落差別は観念の所産ではなく、今日の日本の政治、経済、社会体制にもとずいて差別が温存されていることをはっきりと確認している。そして明治の解放令以後、部落に対して行政が市民的権利を保障していないこと、その責任は国家にある、ということをはっきりと盛りこませていること、これほどの成果がどこにありますか。もちろんこれを幻想としてふりまくことは間違っている。これが幻想になるかどうかは、これからのわれわれのたたかいかんにかかっていることもまたうたがう余地はない。

大賀（大阪）同対審の答申はこれからのたたかいの基本となる重要な問題である。われわれはこれをたたかいの成果として受とめなければならぬ。そこには誰れにも否定するたのできない歴史性と社会性がある。これはいかに政府自民党といえども無視することのできない問題である。この社会性を無視すれば自らの支配に具合が悪いからである。しかしそれによって幻想をふりまくのは間違っている。この積極面と否定面をはっきり見きわめ、部落大衆とともにたたかわねばならぬ。もしこれを無視して混乱をもちこめば融和主義者を利し、政府自民党を助けることになる。私はここではっきり申します。私も共産黨員です。共産党は部落大衆の味方です。もしこの答申を幻想をふりまくものとして否定しているとするならば、それは間違っているのは一部幹部のあやまった指導です。

第20回大会では、本部提案の「一般運動方針」にたいして修正意見も出ているが、そこでも答申は否定されている。

政府はこの答申によって、部落民に幻想をあたえ、融和団体の育成をはかるなど新しい融和政策の手段に利用しようとしています。

われわれは解放同盟のたたかいが差別の根にむかって、つきすすむことを押しとどめようとする政府の策謀を見ぬいて、いささかも部落の人びとに答申にたいする幻想をいだかせてはなりません。答申に期待をかけてこれを運動の柱

にすることや、逆に答申「反対」を今後の運動の重点にするようなやりかたは、いずれもまちがっています。答申が出たこと自体は部落運動にとって一つの重要なできごとであります。われわれが、この答申をある局面で利用することができるかどうかは、同盟が部落大衆の要求と闘争を発展させ、大衆の自覚をたかめ、差別行政反対闘争とその力を、どれだけ大きくつよくしているかの度合にかかっています。

さらに日本共産党は機関紙「赤旗」によって、12月11日～12日の2回にわたって「部落解放同盟内の反党修正主義者、右翼社会民主主義者の反共分裂活動について」と題した論文を掲載し、自らの誤りを強引に主張し自己批判どころか、他を攻撃し責任を転嫁することに躍起となったのであった。ついで12月16日、「赤旗」は「同対審答申完全実施運動」への支持を深谷進談によって表明し路線の一部修正を明らかにしたが、翌1月11日、部落解放同盟の北原、野本両中執の具体的協力申し入れにたいし、反党修正主義者が参加している限り共産党は参加しないと、そのセクト主義をあらわにしたのであった。こうして同盟内の意見の対立はますますエスカレートし、ついには日本共産党と部落解放同盟の対立という状況に至るのであった。それは日本における民主主義と部落解放への重大な困難性をもたらすものとなる。差別の煽動組織化という恐るべき道に陥っていくのであるが、表面的には、部落解放同盟は大衆団として、正常化連が日共の下に分裂組織をつくるまで統一体を維持していたのである。☆20回大会で決まった新役員は、次のとおり（『解放新聞』第329号）である。

・統制委員長に米田富を選出した。

委員長 松本治一郎（福岡）

副委員長 朝田善之助（京都）

書記長 田中織之進（和歌山）

会計 岸上 繁雄（大阪）

中央執行委員 野本武一（埼玉）、北原泰作（岐阜）、八木一男（奈良）、  
西岡 智（大阪）、岡 映（岡山）、藤沢喜郎（高知）、  
上杉佐一郎（福岡）

統制委員長 米田 富

（註）本稿は部落解放運動基礎資料集Ⅰ（解放出版社刊）の解説のためのノートである文中の頁数は右基礎資料集の頁である。